

横浜市市民プラザ 第2期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要項	6	(7)修繕等	1件当たり60万円未満（税別）のものについては指定期間の合計金額が1,000万円以内の範囲内で指定管理者の負担により実施することとの記載があります。これは各年度で精算するのではなく5年後に精算するとの理解で宜しいでしょうか、また、最終年度で修繕費用が余った場合は精算をして横浜市様に返金する必要があるのでしょうかご教示ください。	修繕費は精算することは求めません。また予算よりも余った場合に本市へ返金（戻入）する必要はありません。
2	公募要項	10	ア申請書類	各様式内の申請者押印欄は横浜市に登録している使用印鑑でOKでしょうか、それとも実印を押印する必要があるのでしょうか。また、実印を押印する場合は印鑑証明が必要となるのでしょうか。	印鑑証明書をご提出いただく必要はございません。申請書類には代表社印（実印）を押印してください。
3	業務の基準	8	(4)ウ 利用料金の減免	施設の公的利用に基づき、利用料金を減免することがあるとの記載がありますが、具体的にどのような場合に利用料金を減免しているのでしょうか。ご教示ください。	横浜市市民文化会館施行規則11条に規定されている通りです。
4	業務の基準	11	4組織的な施設運営	施設長（館長）は吉野町市民プラザ、岩間市民プラザで同一の人員での配置でも業務に支障がなければ問題ないでしょうか。	各施設で一人、施設長を配置してください。
5	業務の基準	13	2(2)設備の保守管理	初期の性能を維持との記載があります。どの程度を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	「初期の性能を維持」とは、現在の設備等が支障なく稼働できる状態のことを言います。
6	業務の基準	14	2(3)イ 備品等の保守管理 楽器（ピアノ）	初期の性能を維持との記載があります。どの程度を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	「初期の性能を維持」とは、現在のピアノが支障なく演奏できる状態のことを言います。
7	業務の基準	14	V施設管理(6)修繕の予定と報告について	通常の修繕予定と緊急修繕枠の割合に規定を定める予定はありますでしょうか？ (例) 100%緊急枠の予定は認めない 等	割合の規定はございません。緊急修繕枠は、必要な修繕計画を立てていただいたうえで突発修繕にも対応できるように備えていただくために設けています。
8	業務の基準	14	V施設管理(6)修繕の予定と報告について	修繕の予定の中に備品等の買い換えおよび調達、またドラム等高額ではない楽器等の部分破損に対応するための修理・調達を修繕予定として計画してよろしいでしょうか？	備品等の買い換えおよび調達にかかる費用は備品費に、楽器等の修繕にかかる費用は修繕費になります。後者については修繕計画に含めていただいて構いません。

横浜市市民プラザ 第2期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
9	業務の基準	14		修繕費の範囲について業務の基準において(4)備品等の帰属(ウ)の備品等の修繕と(5)施設及び設備の維持保全及び修繕(ア)に規定される修繕が同一でなかった場合において、(4)備品等の帰属(ウ)備品等の修繕の費用については指定期間内に上限が規定されないという事でしょうか？	備品等の修繕にかかる費用は修繕費ですので、上限1,000万円が適用されます。
10	業務の基準	15	3(1) 清掃業務	清掃員控室はありますか。場所・面積等を開示いただけますでしょうか。	別添資料(3)をご参照ください。
11	業務の基準	15	3(1) 清掃業務	清掃用具置場はありますか。場所・面積等を開示いただけますでしょうか。	別添資料(3)をご参照ください。
12	業務の基準	15	3(2) 廃棄物処理及び環境への配慮	施設内のごみ収集場所はありますか。場所・面積等を開示いただけますでしょうか。	別添資料(3)をご参照ください。
13	業務の基準	15	3(2) 廃棄物処理及び環境への配慮	施設内のごみ収集場所において、ごみの分別はどのようにされているのでしょうか。ご教示ください。	吉野町市民プラザは「市役所ごみゼロルート回収」※に参加しています。岩間市民プラザは事業者からゴミ袋を購入、都度分別・収集を実施しています。 ※各施設が行う廃棄物処理に係る契約業務を「一本化」して行い、共通のルールで分別・排出するシステムです。区役所や学校、地域ケアプラザや地区センターなど約1,300施設が参加しています。
14	業務の基準	15	3環境維持管理業務	定期清掃業務について、作業対象箇所、対象箇所の床材、年間作業回数分かる資料をご開示ください。	作業対象箇所については別添資料(4)を、年間作業回数については別添資料(5)をご参照ください。
15	業務の基準	16	4保安警備業務	現在開館中は警備要員の配置はありますか。ある場合、体制表もしくはポスト表等をご開示ください。	現在、開館中の警備要員の配置はしておりません。

横浜市市民プラザ 第2期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
16	業務の基準	16	4(2)保安警備業務	利用者の入退出を適切に管理との記載があります。現在はコロナ対策として、来館者全員の氏名・連絡先を確認し、記録・保管されているのでしょうか。ご教示ください。	本市作成のガイドラインに基づいて、指定管理者は施設利用者に対して、参加者全員の氏名及び緊急連絡先（グループで参加している場合には代表者氏名連絡先と人数のみ）を把握し、名簿の作成を依頼することとしています。詳細は下記URLのガイドラインをご参照ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/bunkashisetsu/default20200528.html
17	業務の基準	16	5(1)防火・防災等	統括防火管理者の設置が必要との記載があります。統括防火管理者は常駐されているのでしょうか。ご教示ください。	現在、施設長（館長）が統括防火管理者となっています。
18	業務の基準	16	6 緊急時の対応	災害用備蓄品は保管されているのでしょうか。備蓄品の保管場所・種類と量・費用負担者を開示いただけますでしょうか。	一般利用者の災害用備蓄品は保管していません。
19	業務の基準	18	9(1)イ(イ) 施設の管理に関する留意事項 岩間市民プラザ	防潮板について、設置運用の基準を定めとの記載があります。現行の設置運用基準を開示いただけますでしょうか。	別添資料(1)をご参照ください。
20	業務の基準	24	提案内容	新型コロナウイルス感染症の影響が続き、利用料やチケット収入が当初計画通り得られない場合の補助等について、基本的な考え方をご教示ください。	公募要項p13, 14「7 リスク分担表」にある通り、新型コロナウイルス感染症は「不可抗力」に該当し、「不可抗力による管理運営の中断」に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は、合理性の認められる範囲で市が負担するものとなります。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担額から減額するものとします。 【参考】令和元年度については、新型コロナウイルス感染症による事業数・利用者数の減少及び感染症対策費の増加等を考慮し、「損害・損失及び増加した費用」から「業務が実施できなかったことにより免れた費用」を差し引いた金額の範囲内で、合理性が認められる範囲を市が負担するとの方針のもと、吉野町市民プラザに1,865,000円、岩間市民プラザに900,000円を負担しています。

横浜市市民プラザ 第2期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
21	業務の基準			両施設とも築年数から考えると大規模修繕の時期かと思いますが、指定管理期間中に休館を伴う大規模修繕の予定はありますか。	未定です。
22	業務の基準			吉野町市民プラザの照明器具は全館LED化されていますが、岩間市民プラザでもLED化の予定はありますか。	未定です。
23	業務の基準 別添資料	3	3指定管理業務における作成書類	吉野町市民プラザ・岩間市民プラザの両施設について、エ. 月間事業報告書、オ. 収支報告、カ. 文化事業報告を過去5年間の資料をご開示ください。	エ. 月間事業報告書（カ. 文化事業報告についてエに含みます）は、別添資料(6)をご参照ください。また、オ. 収支報告については下記ウェブサイトでご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/shitei.html
24	業務の基準 別添資料	3	3指定管理業務における作成書類	現行の日報・事故報告・月間事業報告書・アンケートやヒアリング調査結果を開示いただけますでしょうか。	現行の日報・事故報告・月間事業報告書については様式をお示しします。アンケートやヒアリング調査結果については、実際の一例をお示しします。別添資料(2)をご参照ください。
25	業務の基準 別添資料	5	4モニタリングにおける確認事項	現行のモニタリング（月次・四半期・半期・年間・随時）を開示いただけますでしょうか。	現行のモニタリングについては、現在使用している様式をお示しします。No. 24の回答、別添資料(2)に含まれますので、ご参照ください。なお、四半期・半期・年間は月次モニタリングに含みます。
26	業務の基準 別添資料	7～10	6設備等保守管理項目一覧	吉野町市民プラザ・岩間市民プラザの両施設の設備保守管理点検業務について、現行仕様、点検内容、現行委託会社、契約金額をご開示ください。	保守管理については、現指定管理者の共同事業体のうち、清光社が担当しています。個別の委託先については、現指定管理者の取引先法人の情報であるため非公表とします。
27	業務の基準 別添資料	7～10	6設備等保守管理項目一覧	設備等の保守点検報告書を開示いただけますでしょうか。	別添資料(7)をご参照ください。

横浜市市民プラザ 第2期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
28	業務の基準別添資料	7～10	6設備等保守管理項目一覧	設備等の保守点検会社名と連絡先を開示いただけますでしょうか。	保守管理については、現指定管理者の共同事業体のうち、清光社が担当しています。個別の委託先については、現指定管理者の取引先法人の情報であるため非公表とします。
29	業務の基準別添資料	11～12	7清掃面積表	清掃面積表について、床材が分かる資料のご開示をお願いします。また、ガラス面積をご教示ください。	別添資料(4)をご参照ください。
30	業務の基準別添資料	11～12	7清掃面積表	清掃面積表にガラスの記載がありません。ガラスは内外両面とも清掃対象でしょうか。ご教示ください。	両面ともに清掃対象です。詳細は別添資料(4)をご参照ください。なお、岩間市民プラザの借賃いわまワークス部分は外側のみになります。
31	業務の基準別添資料	11～12	7清掃面積表	現行の清掃員の人数とシフト表を開示いただけますでしょうか。	別添資料(4)をご参照ください。
32	提案課題及び様式集		様式1～8	<申請書類>のうち様式1～8（インデックス番号ア～チまで。特に直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等）では、団体名や施設名を黒塗りにした写しを用意する必要はないということでしょうか。黒塗りの写しが必要なものは<提案書類>以降の様式9～26（インデックス番号9～26）までよろしいでしょうか。	<申請書類>のうち様式1～8につきましても、黒塗りのご提出をお願いいたします。
33	提案課題及び様式集		様式14～26	様式14～26について、両施設で取組や指標が異なる場合、施設ごとに枚数の範囲（例えば様式17は各施設4枚計8枚）で記入するということでしょうか。また、様式16の枚数の目安をお示しください。	各様式は施設ごとにそれぞれ指定の枚数以内で記載いただいてもかまいません。可能な限り簡潔に記し、両施設で共通する部分は一箇所にまとめ、重複がないようにしてください。また、様式16は様式17～21と同様、「A4縦×4枚以内」が目安になります。
34	提案課題及び様式集		様式19-1	【使命4】として経済的状況等にかかわらず、あらゆる人たちに親しまれる施設となるため、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の視点も踏まえた利用者本位の運営を行う。とありますが、使命達成のため、利用者個人が生活保護法による生活扶助または社会保険法上の障害年金等の受給権者である場合、利用料金の減額等の対応は可能でしょうか。	横浜市市民文化会館条例第13条に「指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる」とありますので、減免については指定管理者の裁量で決定することができます。
35	関係資料集	2, 3		吉野町市民プラザの主催事業報告書（平成29年度・平成30年度・令和元年度）で収支報告が開示されていませんが収支について開示ください。	収支決算書における各主催事業費の内訳については、主催事業を行う上での内部管理に関する情報であるため、非公表とします。

横浜市市民プラザ 第2期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
36	関係資料集	4, 5		吉野町市民プラザの共催、協力事業報告書（平成29年度・平成30年度・令和元年度）で収支報告が開示されていませんが収支について開示ください。	収支決算書における各共催事業費及び各協力事業費の内訳については、事業を行う上での内部管理に関する情報であるため、非公表とします。
37	関係資料集	10		吉野町市民プラザの光熱水費の契約先はどこでしょうか。ご教示ください。	契約電力会社はF-Power、水道は横浜市水道局になります。ガスはございません。
38	関係資料集	11	ウ保守管理状況	吉野町市民プラザについて保守管理項目別に年間点検頻度及び仕様書、業者名と契約金額（税込）を開示ください。	保守管理については、現指定管理者の共同事業体のうち、清光社が担当しています。年間点検頻度については、別添資料(5)をご参照ください。頻度以外の項目については、現指定管理者の取引先法人の情報であるため非公表とします。
39	関係資料集	27, 28		岩間市民プラザの主催事業報告書（平成29年度・平成30年度・令和元年度）で収支報告が開示されていませんが収支について開示ください。	収支決算書における各主催事業費の内訳については、主催事業を行う上での内部管理に関する情報であるため、非公表とします。
40	関係資料集	29, 30		岩間市民プラザの共済・協力事業報告書（平成29年度・平成30年度・令和元年度）で収支報告が開示されていませんが収支について開示ください。	収支決算書における各共催事業費及び各協力事業費の内訳については、事業を行う上での内部管理に関する情報であるため、非公表とします。
41	関係資料集	35		岩間市民プラザの光熱水費の契約先はどこでしょうか。ご教示ください。	契約電力会社はF-Power、ガスは都市ガス、水道は横浜市水道局になります。
42	関係資料集	36		岩間市民プラザについて保守管理項目別に年間点検頻度及び仕様書、業者名と契約金額（税込）を開示ください。	保守管理については、現指定管理者の共同事業体のうち、清光社が担当しています。年間点検頻度については、別添資料(5)をご参照ください。頻度以外の項目については、現指定管理者の取引先法人の情報であるため非公表とします。